

事業所のごみ

事業所のごみは原則として、ごみステーションには出せません。

商店、飲食店、事務所、官公庁、銀行、病院、工場などから事業活動に伴って出されるごみは、廃棄物処理法の規定で一般家庭からのごみと区分されており、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないことになっています。

事業系ごみの処理方法

- 処理対象物は燃えるごみです。事業所が自ら搬入するか、市の許可を受けた収集運搬許可業者に処理依頼をしてください。処理できないものもありますので、持ち込む場合は事前にごみの種類・量等について確認してください。

